

# 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して、令和5年1月13日付けの保護却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（却下する部分を「治療材料（眼鏡）を金員で給付を求める部分」とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

## 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法ないし不当であるから取消しを免れないとしている。

### 1 理由付記不備

本件処分においては、処分理由は現物給付が原則であることしか書かれていない。本件処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

また、本件では、法34条ただし書の適用の有無が問題となっており、なぜ、同項ただし書に該当しないのか不明である。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

### 2 医療扶助の支給方法について

本件において請求人が金銭での給付を求めたのは、処分庁が現物給付はできない旨回答し、また、不可能な状況を作出したためであり、請求人には何ら帰責性がない。したがって、医療扶助が現物給付であることのみを理由として却下することは許されない。

また、現物給付された場合であっても、眼鏡の給付を更に求めることはあり得るのであるから、単に既に給付がされたというだけでは理由として失当である。さらに、請求人が在宅医療を受けており、○○福祉事務所が眼科医の手配を拒否している本件では、現金給付によるほかなく、法34条における「これによることができないとき」に当たる。

以上より、本件処分は、行政不服審査法1条の観点から違法ないし不当な処分である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月19日	請求人から主張書面を收受 (諮問時に審査庁から審査会へ提出)
令和7年 3月13日	諮問
令和7年 6月27日	審議(第101回第2部会)
令和7年 7月28日	審議(第102回第2部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

###### (1) 法の定め

ア 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### イ 医療扶助

法11条1項は、保護の種類として、4号に医療扶助を掲げる。

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、2号に治療材料を掲げる。

法34条1項は、医療扶助は、現物給付によって行うものとするし、ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができるとしている。

#### ウ 申請による保護の変更

法24条9項において準用する同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を付した書面により通知しなければならないとしている。

### (2) 運営要領等

ア 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・6・(3)は、治療材料の給付方針として、眼鏡においては、「必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとすること」とし（同・ア・(ア)）、「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ること」としている（同・(イ)・b）。

イ 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）12・(問17)・2は、上記アの「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」（上記イ）について、「日常生活に著しい支障があると認め

られるときも含まれると解してよい」としている。

ウ 運営要領及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

法34条1項本文によれば、医療扶助は現物給付によって行うものとされ、運営要領によれば、眼鏡については、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとすることとし、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限って給付することとされているところ（1・(1)・イ及び(2)・ア）、本件各申請書による請求人に係る眼鏡の給付申請について、処分庁は、令和5年9月22日に請求人が本件取扱業者から遠用メガネを受け取ったことを確認の上、同年10月2日、本件取扱業者に対して当該眼鏡の費用24,486円を支払うことを決定し、その旨を記載した同日付けの一時扶助決定通知書を母宛てに通知したことが認められる（本件眼鏡給付（現物））。

上記のとおり、本件各申請書による請求人に係る眼鏡の給付申請については、処分庁により、既に、法15条2号及び法34条1項本文の規定による医療給付（本件眼鏡給付（現物））がなされており、その他同項ただし書に該当するような事情も認められないことから、同規定を適用する余地はない。

したがって、本件各申請書のうち「治療材料（眼鏡）を金員で給付を求める部分」について、処分庁が却下したことに不合理な点は認められず、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適法になされたものといえる。

## 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分通知書の理由付記には不備があり、違法である旨主張する。

しかし、本件処分通知書には、本件処分の理由や根拠が記載されていると認められ、取り消さなければならない違法又は不当があるとはいえない。

(2) また、請求人は、第3・2のとおり、医療扶助が現物給付であることのみを理由として却下することは許されなく、現物給付された場合であっても、眼鏡の給付を更に求めることはあり得るのであって、さらに、在宅医療を受けている請求人には現金給付によるほか

ないなどと主張している。

しかし、本件において、法34条1項ただし書により医療扶助を金銭給付によって行うことができるような事情を見出すことはできない。そして、本件処分が上記1の法令等の定めに則って適法になされたものであることは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己